

2021年（令和3年）10月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

感染症対策に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）9月24日付けで諮問（第1092号）された感染症対策に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅で療養していた者から職場への提出や保険等請求のために、その療養していた旨の証明を求められた場合、自宅療養証明書を発行している。

現在、本市における療養証明書の受付については、電話で受け付けているが、感染者数の急速な増加により、架電や電話による様々な問い合わせが増え、担当課以外にも問い合わせが来る等、電話による受付が迅速に行えないことから、電子申請による受付を行うこととなった。

電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 対象手続

自宅療養証明書発行申請

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理を行う必要性

当該手続は、自宅療養証明書発行申請の受付を迅速に対応できるよう24時間受付を可能とするものであり、インターネットによる申込みを受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図るものである。多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報

申込みに際しての個人情報は、申込者の氏名、住所、生年月日、電話番号、使用目的、必要発行部数及び電子メールアドレスである。

なお、住所については、療養した居住地や自宅療養証明書の送信先が住民票に記載されている住所と異なる場合には、居住地や送信先についても入力する。

(4) システムの安全性

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年(平成27年)3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申された神奈川県電子申請システムを利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用している。システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

当該システムのインターネットデータセンター施設は、LWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

システム提供事業者は、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインにより管理基準及び実施手順を定めている。

運用・保守業務については、サービスに関するルールやプロセス、体制等の改善によりサービスの品質を維持するための継続的な運営・管理手法として、SLM(サービスレベルマネジメント)の運用を行っている。

SLMについては、ISO9001品質マネジメントシステム(QMS)、ISO/IEC20000ITサービスマネジメント

システム（ITSMS）に適合するよう管理策を構築し、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ対策については、ISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ISO/IEC 27017 クラウドサービスセキュリティに基づく体系的な管理策を構築している。

また、個人情報保護対策については、プライバシーマークの使用許諾事業者認定を受けている。

エ 契約方法

システムを運営する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ 共同運営システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

共同運営システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

共同運営システムで受信したデータは、紙媒体に印刷し、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(5) 実施時期

2021年（令和3年）9月24日

(6) 添付文書

ア 通知

(ア) 宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について（事務連絡 令和2年5月15日）

(イ) 新型コロナウイルス感染症に関する県及び保健所設置市における宿泊・自宅療養証明書の発行について（事務連絡 令和2年5月29日）

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり

の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

当該手続は、自宅療養証明書発行申請の受付を迅速に対応できるよう24時間受付を可能とするものであり、インターネットによる申込みを受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図るものである。多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア

イ データの安全性を高めるための措置

ア

ウ 安全対策を確認できるようにするための措置

イ, ウ

エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

オ(ア)

オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置

エ

カ 日常的な安全対策

オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上